

令和8年2月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和8年第2回）議事録

1. 開催日時 令和8年2月17日（火曜日）午後2時30分

2. 開催場所 消防本部「大会議室」

3. 出席委員（18名）

1番 佐藤 崇	14番 畑山 留美子
3番 齋藤 誠	16番 佐々木 剛
4番 庄司 和夫	17番 伊藤 剛
5番 佐々木 亨	18番 加藤 三敏
7番 菅原文 克	19番 大瀧 浪雄
8番 板垣 利明	20番 佐々木 純一
11番 巴 寛	21番 小野 晃一
12番 佐藤 源樹	22番 豊島 靖喜
13番 佐藤 榮一	24番 冨樫 公一

4. 欠席委員（6名）

2番 小松 健	6番 伊藤 直子
9番 三浦 幸夫	10番 吉尾 麻美
15番 佐藤 喜勝	23番 真坂 和都

5. 議事日程第1号 令和8年2月17日（火曜日） 午後2時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第 8号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 5. 議案第 9号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件

第 6. 議案第10号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 8. 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）

第 9. 議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）

第10. 議案第14号 農地転用事業計画変更承認の件

第11. 議案第15号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第12. 議案第16号 由利本荘市農作業標準料金（案）について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	木内卓朗	次長	齊藤政樹
次長兼農地班長	二見真之	農政班長	三保敦
専門員	今野政幸		
主査（矢島庶務班）	田口達也	主任（岩城庶務班）	池田健人
主事（由利庶務班）	畠山秀	主査（大内庶務班）	佐々木春香
主事（東由利庶務班）	石渡穰	主査（西目庶務班）	巴留美子
主事（鳥海庶務班）	佐藤海士		

8. 総会議長
富樫公一

9. 議事録署名委員
8番板垣利明
11番巴寛

10. 会議の概要

○議長

これより令和8年2月10日公示招集されました、令和8年第2回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中18名であります。

2番小松健委員、6番伊藤直子委員、9番三浦幸夫委員、10番吉尾麻美委員、15番佐藤喜勝委員、23番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第8号から議案第16号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、8番板垣利明委員、11番巴寛委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第8号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第8号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第8号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第8号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第9号「農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、7番・菅原文克委員が関係する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律第31条」の規程に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

(菅原文克委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第9号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第9号1番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第9号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第9号1番は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号1番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。
(菅原文克委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第9号2番から31番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第9号2番から31番について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第9号2番から31番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第9号2番から31番は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号2番から31番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第10号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第10号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明し、2番と3番について補足説明を行う。

2番と3番の譲受人は、いずれも農業経営をしながら、住宅建築・共同住宅建築を生業としています。

農地法の趣旨では、農地活用するとして農地法第3条に基づき取得した農地を、農地活用しないままに他者に貸し付けたり、農地以外の用途で使用することを認めていないことから、本申請内容は許可相当と見込めますが、今後の農地活用状況については事務局として注視すべきものと考えており、定期的な現地調査の実施を予定いたしております。

以上です。

○議長

議案第10号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第8号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございません

か。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第11号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題としますが、本議案の1番から4番につきましては、17番伊藤剛委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

（伊藤剛委員退席）

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第11号1番から4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第11号1番から4番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第11号1番から4番について事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第11号1番から4番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号1番から4番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（伊藤剛委員着席）

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第11号5番から69番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第11号5番から69番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第11号5番から69番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【22番豊島靖喜委員手を挙げる】

○議長

22番豊島靖喜委員。

○22番・豊島靖喜委員

22番豊島です。9ページ〇〇地域5番から12番までの地域名は〇〇で間違い無いか。

○議長

事務局。

○事務局

所在はA地域ですが、B地域で一括して受付されたものでB地域の取扱いとなっています。

○議長

よろしいでしょうか。

○22番豊島靖喜委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにごございませんか。

【18番加藤三敏委員手を挙げる】

○議長

18番加藤三敏委員。

○18番・加藤三敏委員

18番加藤です。同じように〇〇とある部分は、他市か本市か。

○議長

事務局。

○事務局

本市です。

○議長

よろしいでしょうか。

○18番加藤三敏委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにごございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第11号5番から69番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号5番から69番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第12号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第12号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第12号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第13号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第13号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第13号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第14号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書に基づき変更内容の概要を説明し、今回の申請は、店舗・駐車場設置に係るレイアウトと工事期間の変更のみであり、変更後の転用目的も変わらず、変更内容が周辺農地に影響を及ぼさないと認められるほか、資金計画についても新たに残高証明書および融資証明書で確認しており、立地基準、一般基準からみても承認相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要はないが、農地転用について本市ではなく秋田県知事が許可をしていた平成29年に許可を受けた案件であるため、変更承認も県知事が行うこととなり、本総会で承認相当と決定した場合は、秋田県知事へ進達することになる旨を併せて説明する。

○議長

議案第14号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第14号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。秋田県知事への進達が必要となる議案であります。

議案第14号は、承認相当とし、秋田県知事へ進達することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第14号は、承認相当とし、秋田県知事に進達することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第15号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第15号について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。

申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し、山林化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第15号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、11番巴寛委員。

○11番・巴寛委員

現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、山林化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第15号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第15号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異義ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第15号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第16号「由利本荘市農作業標準料金（案）について」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

議案書18ページをご覧ください。「由利本荘市農作業標準料金（案）について」につきましては、本日お配りしてある、令和8年度、由利本荘市農作業標準料金（案）となります。

内容は、農業振興課から説明いたします。

○農業振興課

資料の「令和8年度由利本荘市農作業標準料金（案）」をご覧ください。

先月の農政委員会・委員全員協議会において、育苗に箱粒剤を追加することとしたため、それを反映させたものであり、箱粒剤を原価計算に追加したため、金額が上昇しております。追加した箱粒剤については、備考欄へ1箱当たりの単価を記載しております。

以上です。

○議長

議案第16号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第16号は、原案どおり承認することにご異義ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 5 分)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 板 垣 利 明

議事録署名委員 巴 寛